

平成22年度 第3回 千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

平成22年7月16日(金) 午後1時30分から午後4時まで

2 場 所

千葉県中庁舎3階 第1会議室

3 出席者

委 員：石黒委員長、岡本副委員長

石川委員、鈴木委員、杉田委員、工藤委員、沖津委員、柳澤委員、寺田委員、
宮脇(勝)委員、宮脇(健)委員、長尾委員

事務局：環境生活部 森部長、松澤次長

環境政策課 梅木課長、飯田室長、櫻岡主幹、田中副主幹、永井副主幹、
新井主査、久保田副主査、玉沢副主査

傍聴人：5名

4 事 案

- (1) 船橋市北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書について(答申案検討)
- (2) その他(環境影響評価法の改正法案の概要について)

5 議事の概要

- (1) 船橋市北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書について(答申案検討)
別紙1のとおり
- (2) その他(環境影響評価法の改正法案の概要について)
別紙2のとおり

【資 料】

- 1 会議次第
- 2 船橋市北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価の手續経緯等(資料1)
- 3 船橋市北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書に対する意見(答申案)
(資料2)
- 4 船橋市北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書に対する意見(検討結果案)
(資料3)
- 5 船橋市北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書に対する住民意見の概要と
事業者見解(資料4)
- 6 船橋市北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書に関する当委員会の会議録
(参考資料)
- 7 環境影響評価法の手續きの流れ(改正法案の内容)

【別紙 1】

船橋市北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書について

- (1) 議事開始 事務局において資料確認後、委員長により議事進行
- (2) 事務局説明 当該事案に係る手続き経緯、検討結果(案)、住民意見、答申(案)等について、資料により説明

(3) 質疑等

委員： 答申案の2(1)について、景観上、煙突の形状は矩形の方が望ましいと思いますが、そのためにダウンウォッシュが発生しやすいのであれば、今後の参考として煙突の形状とダウンウォッシュの関係を教えて欲しいと思います。この意見の回答としては正円しかありえないのか、それ以外の形状、例えば多角形で造られる煙突もあるのですが、一切そういうものがダメなのか、あるいは煙突の上層部だけ正円にして中間以下は矩形ではダメなのか、そのあたり経験上分かっていることがあれば教えてください。

委員長： これは、副委員長の方からお願いします。

副委員長： ただいまの質問についてお答えします。ダウンウォッシュの発生は煙突自体の風に対する乱れの増幅効果、つまり風が障害物に当たった時にどの程度乱れて流れるかということで、通常は円形の場合に風の乱れが最小になります。風はいろいろな方向から吹くことから、大気への影響を考えると円形が理想的です。

それで、いかにも工場地帯のような景観は住環境となじまないとしていろいろな工夫がされております。矩形で乱れを少なくした例としては、東京電力(株)富津火力発電所の環境影響評価のときだと思いますが、矩形の外筒で煙突の上層部にスリットを入れて風が通るようにする、そうすると外から見たときには矩形に見えても、風の流れに対する抵抗というか障害物としては、中の内筒の部分が円形ですので、一部風が通りダウンウォッシュの発生頻度を抑えることができます。

もう一つ、煙突自体を高くすれば、多少煙軸が下がっても地上濃度が高くなりませんので、ダウンウォッシュが発生しても地上濃度が著しく高くないように、煙突高さを高くするという方法もあります。ただし、建設費を考えた場合、費用は高さの3乗とか4乗に比例して、大きいカーブで上がっていきますので、事業者にとってはかなりの負担になります。

委員： 煙突の途中から形状を変えるのはどうですか。

副委員長： その場合は下のほうを矩形にして、出口の付近を円形にする方法もあります。ガスの温度が下がると浮力が低減しますので、排煙上昇の観点からはマイナスとなります。大気の拡散効果から言っても、外筒で保温するというのは意味が

ありまして、出口のところだけ、外筒から先端の部分を出して出口の付近を円形にする方法もあります。

委員： 具体的な高さはどれくらい必要ですか。

副委員長： 特に何メートルという基準はありませんが、実煙突高さやダウンウォッシュが起こったときの煙軸の低下分との兼ね合いになりますので、周辺に障害物がなく、ある程度高さが稼げる状況であれば、かなり上まで矩形のままでもいいです。けれども、周辺に建物があるなど、ダウンウォッシュが発生した時に高濃度のまま近くの建物に排煙が届くような場合には余り望ましくないと思います。

委員： 既に提出されている委員会資料（船橋市北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価委員会資料）に記載されている、コケを大気環境の指標生物として行った細かい調査について、準備書には反映していないのですが、良いデータであるので、これを評価書に盛り込んだ方が良いのではないですか。

事務局： 今のご指摘ですが、大気環境の評価につきましては、準備書に記載されている大気環境排出基準なり、大気環境基準が一義的であろうと判断しています。

委員： 答申案の9（1）のオ、チョウゲンボウの代償措置ですが、代替巢の構造、次が位置なのですが、これは取り付け位置とか設置位置とかなどが良いのではないですか。あと、材質という要素もあると思うのでご議論いただければと思います。

委員長： 確かに位置というよりは設置位置という方が良いですね。それと構造の中に材質を含めて記載した方が良いかと思いますが、事務局どうですか。

事務局： 今のご指摘について、材質については構造の中に含めて事業者に記載を求める予定です。また位置については、設置の高さとか場所といった情報を含んでいます。もし、位置をもう少し具体的にという指摘であれば、設置の位置とか高さとか言う表現で対応できると思います。

委員： 設置位置という表記としていただきたい。

委員長： 設置位置という表現の方が良いですね。そうすれば、高さとか、こういった場所であるとか、大体言えると思います。事務局、ここは設置位置としてください。

事務局： では、「代替巢の構造、設置位置、設置数」と3つが並列で並びますので、「代替巢の構造、設置の位置及び数を具体的に示すこと」ではいかがですか。

委員： 位置と数は同じランクの話ではないと思います。数は2つ付けるとか4つ付けるとかで、位置は東西南北に向けてどのように設置するという話になるため別に記載する方が良いと思います。

委員長： 「代替巢の構造、設置位置、設置数」という表記が良いという意見ですが、事務局どうですか。

事務局： 分かりました。重要度にランクをつけるということですので、そのような表現で結構です。

委員： 答申案の2(2)の計画ごみ質について、「ごみ質調査のサンプリング数が少ないことから、可能な限り多くのデータを用い」というところですが、「可能な限り多く」とは、どのようなデータなのか。

委員長： 計画ごみ質の求め方について、事務局は説明を補足してください。

事務局： ここで申します可能な限り多くのデータというのは、具体的には準備書の2-9ページの表2-3をご覧ください。低質・基準・高質ごみ、水分・窒素分・灰分といったデータがありますが、このデータ取りを多くしていただくことになるかと思えます。サンプリング数を具体的には申し上げられませんが、基本的には四半期ごとに複数年のデータを積み上げて、統計解析をします。具体的にはごみ質というのは正規分布を取りますので、正規分布の90%レンジの左右の値の高い方を高質ごみ、ピークの出たところを基準ごみ、正規分布に向かって左側でしょうか、ランクの低いものを低質ごみ、というように統計的な処理をした上で、具体的には5%棄却を出していくのですが、それに基づいて設定していくこととなります。

委員： 答申案の9(2)陸上動物のアですが、陸上生物については予測対象範囲の周辺地域を含めず、予測対象範囲の変化に基づき予測評価すること。」について具体的なイメージが分かりません。1つは陸上生物の何を予測、評価するのか、それと予測対象範囲の周辺地域を含めずというところの意味合いが具体的に浮かびません。この文章で事業者に伝わりますか。

事務局： 一般的なアセスと申しますか、よく、動物・植物もそうなのですが、その影響を評価する時は、「周辺地域にも同じような種があるから事業実施に伴う影響は軽微である。」というような評価をしがちです。しかし本来の環境影響評価とは、事業実施に伴ってその地域の種が具体的にどうなるのか、消滅するなら消滅する、50%死滅するなら50%死滅ということを明らかにした上で、もっと簡単に言えば周辺地域にあまり活路を求めずに評価をきちんとやるべきだという趣旨の意見です。

今回の準備書につきましても、やはり周辺地域にも同じような種があるからという表現がありました。一方で消滅する種や割合が具体的に記載されていませんでしたので、その明確な記載を求める意見です。

委員： 事業者は見て分かりますか。

事務局： 知事意見の段階で趣旨を十分説明の上、指導したいと思えます。

委員長： 騒音振動関係で光風みどり園への影響は多いと思えますが、長尾委員いかがですか。

委員： 委員長にもお話いただいたとおり、私も一番懸念しているところですが、事務局はうまく表現をまとめていると思えます。

答申案の10(4)から(6)のところで、「騒音の変動時期を踏まえた」という意味は、例えば工事でいうと、違う工種を始めるといった意味での騒音の変動時期という解釈でよろしいですか。もう一つ、低周波音については、供

用開始以降の話になりますが、適切な時期というのは分かりにくいという気もしますが、こちらはどういうことが背景で、このような表現としたのか教えてください。

事務局： 1点目の変動時期については、先生のご質問のとおりで「キーキー」いうような音から「ごうごう」いうような音に、あるいは連続音から間欠音に変化するなど、いわゆる音質が変わるような時期、具体的には工種が変われば音も変わるだろうと私ども考えておりますので、そういう節目できちんとヒアリングしていただきたいという趣旨です。

2点目の低周波音につきましては、これはむしろ試運転時という言葉をあえて入れました。低周波音については、発生してからでは遅いという側面もあります。試運転時に十分な慣らし運転をしますので、そういうときにデータ取りをすとか、あるいはヒアリングをすなど、事前の対応に万全を期していただくこと、供用開始後につきましても、例えばガタが来ると低周波音が発生すとかというような問題もありますので、日常の保守点検をしっかりとやるということを想定した意見になっています。

委員： では、供用開始後しばらくは定期的にヒアリングを行うという解釈でよろしいですか。それともう1つ希望は、工事の内容が変わった場合なるべく早めにヒアリングを行うよう、指導をお願いします。

事務局： 分かりました。早めの対応を事業者に求めたいと思います。

委員長： 他にご意見はありますか。

各委員： （意見なし）

委員長： では、意見も出尽くしたようですのでまとめに入りたいと思います。答申案について修正がある部分は1箇所だけでした。事務局は修正案を読み上げてください。

事務局： 5ページ目のオです。全文を読み上げます。

「チョウゲンボウの営巣箇所の消失に対する代償措置について、代替巣の構造、設置位置、設置数を具体的に示すこと。また、事業実施に当たっては、代替巣の詳細について、類似例の収集研究や専門家の指導、助言を得て、チョウゲンボウの営巣に適した生息環境を検討すること。」以上です。

委員長： ありがとうございます。では、本件につきましては、今言っていた内容で原案を修正した上で、答申することとしたいと思います。よろしいでしょうか。

各委員： （意見なし）

委員長： ありがとうございます。以上で答申案の検討を終了します。

【別紙 2】

環境影響評価法の改正法案の概要について

- (1) 議事開始 事務局において資料配布後、委員長により議事進行
- (2) 事務局説明 環境影響評価法の改正法案の内容等について、資料により説明
- (3) 質疑等
- 委 員： 電子縦覧は、県のホームページにアセス図書が掲載されるのですか。
- 事 務 局： あくまで事業者のホームページへの掲載になります。
- 委 員： 事業があるか分からないと、その事業のホームページに行き着くのは大変ではないですか。
- 事 務 局： 県のホームページからリンクを張るなど、認知しやすい形にする必要があると、事務局でも議論しています。
- 委 員： 改正法の新しいところは SEA (戦略的環境アセスメント) の手続きだと思えますが、SEA は主に何が中心になるのですか。
- 事 務 局： SEA は意思形成過程といえますか、具体的な計画が決定するまでの過程においてのアセスメントを SEA と呼ぶようです。実際には複数案を図書に記載させ、定性的な記載になるか、定量的な記載になるか未確定なところはあると思いますが、案ごとの環境影響を比較検討していくことになろうと思います。その中で事業者がいろいろな観点から案ごとに評価をつけて、最終的にある案にするという意思形成をクリアにさせるということが重要なのかと考えます。
- 委 員： 風力発電施設が法対象事業になるとのことですが、将来的には県条例の対象になるのですか。
- 事 務 局： 法改正に併せて、県条例の対象事業に追加したいと考えています。
- 委 員： 騒音上だけでなく、景観上も風力発電について何かしなければならないのではないかと思います。例えばスコットランドでは風力発電のアセスメントの景観の評価手法・ガイドラインを作っていますので、将来的にはそういったことが必要になるのではないかと思います。今後検討していただければ結構です。
- 委 員 長： よろしければ以上で本日の議事を終了したいと思います。